別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社））法第百三十条第一号に係る細目の項中六の二を削り、七を次のように改める。

七　その他金融庁長官が定める額

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社））法第百三十条第一号に係る細目の項中八を削り、九中「掲げる額」の次に「（保険会社に係るものに限る。）」を加え、「から八まで」を「から七まで」に改め、同項九を同項八とし、同表法第百三十条第二号に係る細目の項一中「平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に」を「五に」に改め、同項五中「平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する」を「第八十七条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める」に改め、同表を別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））とする。

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国保険会社等））法第二百二条第一号に係る細目の項中六の二及び六の三を削り、七を次のように改める。

七　その他金融庁長官が定める額

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国保険会社等））法第二百二条第一号に係る細目の項中八を削り、九中「から八まで」を「から七まで」に改め、同項九を同項八とし、同表法第二百二条第二号に係る細目の項一中「平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に」を「五に」に改め、同項五中「平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する」を「第百六十二条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める」に改める。

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（免許特定法人））法第二百二十八条第一号に係る細目の項中六の二及び六の三を削り、七を次のように改める。

七　その他金融庁長官が定める額

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（免許特定法人））法第二百二十八条第一号に係る細目の項中八を削り、九中「から八まで」を「から七まで」に改め、同項九を同項八とし、同表法第二百二十八条第二号に係る細目の項一中「平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に」を「五に」に改め、同項五中「平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する」を「第百六十二条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める」に改め、同表の次に次の表を加える。

別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結））

項目	記載する事項
法第百三十条第一号に係る細目	一　第八十六条の二第一項第一号に規定する額 二　第八十六条の二第一項第二号に規定する額 三　第八十六条の二第一項第三号に規定する額 四　損害保険契約を有する場合にあっては、第八十六条の二第一項第四号に規定する額 五　第八十六条の二第一項第五号に規定する額 六　第八十六条の二第一項第六号に規定する額 七　第八十六条の二第一項第七号に規定する額 八　その他金融庁長官が定める額 九　法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）のうち、一から八までに掲げるもの以外のものの合計額
法第百三十条第二号に係る細目	一　生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二　損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（八に規定する額を除く。） 三　第八十八条第二号に規定する額 四　第八十八条第三号に規定する額 五　第八十八条第四号に規定する額 六　生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第五号に規定する額 七　第八十八条第六号に規定する額 八　第八十八条第七号に規定する額 九　損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

別表（第七十五条の二第三項及び第百五十四条の二第三項関係）の次に次の表を加える。

別表（第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社））

項目	記載する事項
法第二百七十一条の二十八の二第一号に係る細目	一　第二百十条の十一の三第一項第一号に規定する額 二　第二百十条の十一の三第一項第二号に規定する額 三　第二百十条の十一の三第一項第三号に規定する額 四　損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の三第一項第四号に規定する額 五　第二百十条の十一の三第一項第五号に規定する額 六　第二百十条の十一の三第一項第六号に規定する額 七　第二百十条の十一の三第一項第七号に規定する額 八　その他金融庁長官が定める額 九　法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額のうち、一から八までに掲げるもの以外のものの合計額
法第二百七十一条の二十八の二第二号に係る細目	一　生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二　損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（八に規定する額を除く。） 三　第二百十条の十一の四第二号に規定する額 四　第二百十条の十一の四第三号に規定する額 五　第二百十条の十一の四第四号に規定する額 六　生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第五号に規定する額 七　第二百十条の十一の四第六号に規定する額 八　第二百十条の十一の四第七号に規定する額 九　損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第一号に係る細目の項七を次のように改める。

七　その他金融庁長官が定める額

別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第一号に係る細目の項一中「平成十八年金融庁告示第十四号第三条第一項第二号に」を「四に」に改め、同項四中「平成十八年金融庁告示第十四号第三条第一項第二号に規定する」を「第二百十一条の六十第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める」に改める。